

広情個審第88号

令和7年12月26日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報不訂正決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年3月19日付け広こ児第1798号で諮詢のあったことについて
は、別添のとおり答申します。

（諮詢第109号事案）

答 申 書

諒問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諒問事案】

令和7年3月19日付け広こ児第1798号の諒問事案（諒問第109号事案）

令和6年7月24日付けの保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年8月27日付け広島市指令こ児第18号で行った保有個人情報不訂正決定（以下「本件不訂正決定」という。）に対する同年11月27日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件訂正請求に対して行った本件不訂正決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件不訂正決定に関する処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

請求人は、令和6年9月2日、広島市長から本件不訂正決定を受けた。しかし、事実とは異なるため不服である。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件訂正請求のあった内容については、児童の一時保護及び施設入所に関する処分決定当時の児童相談所長の「評価・判断」に関する事項であり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）第90条による訂正請求の対象となる「事実」には該当しないと判断したものであり、請求人の主張は採用することができない。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、法に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 法第90条第1項の規定について

法第90条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（中略）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に

対し、当該保有個人情報の訂正（中略）を請求することができる。」と規定している。

この条文の文言からすれば、訂正請求の対象は事実のみであり、事実に対する評価や判断の内容は訂正請求の対象に含まれないと解する。

(2) 本件不訂正決定について

ア 当審査会が見分したところ、本件不訂正決定により不訂正とされた部分は、広島市児童相談所長が請求人に対し発出した一時保護委託の処分通知の「開始の理由」及び施設入所措置の処分通知の「入所理由」の箇所であり、いずれの理由も「母からの身体的・心理的虐待のため」と記述されている。

イ 訂正請求の対象は「事実」であり、当該記述について、請求人は「事実」と認識し、他方、実施機関は「評価・判断」と認識しているため、「事実」と「評価・判断」のいずれに該当するか検討する。

この点につき、実施機関に対し当該記述に至った経緯の大筋を確認したところ、虐待に当たるか否かは一般に関係者や関係機関からの聞き取りや情報提供の内容を基に総合的に評価・判断しており、本件についても同様であるとの回答であった。

のことからすれば、当該記述は実施機関の「評価・判断」に関するものと認められる。したがって、当該記述は訂正請求の対象となる「事実」ではないため、実施機関が行った本件不訂正決定は妥当である。

ウ なお、実施機関による「母からの身体的・心理的虐待」との「評価・判断」の適否については、当審査会において判断することはできない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7. 3. 19	広こ児第1798号の諮問を受理（諮問第109号で受理）
R 7. 10. 9 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 7. 11. 6 (第2回審査会)	第1部会で審議
R 7. 12. 11 (第3回審査会)	第1部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 齊	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滉 衣	弁護士